

新型コロナウイルス感染拡大の防止に、ご協力いただきありがとうございます。

今回、新型コロナウイルスの感染拡大により、さまざまな産業に影響がでており、国、県の支援策が順次出てきておりますが、土佐市といたしましても、次の 2 点を市の支援策の第 1 弾として、5 月 11 日の市議会臨時会で関連補正予算等を決定していただきましたので、皆様へご報告をさせていただきます。

まず支援策の 1 点目は、「個人事業者への応援給付金」です。

この、応援給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2 年 1 月から 5 月のいずれかの月で、主たる事業収入が前年より減少している、第 1 次産業を含む、個人事業主を対象とし、申請に基づき、一律 5 万円を支給するものであります。

応援給付金に関する、受付・申請方法につきましては、現在関係機関と詰めをしておりますので、詳細が決まりましたら市ホームページ等で随時お知らせをさせて頂きます。

続きまして、2 点目は、「テナント補助事業」です。

感染症の影響によって、令和 2 年 3 月又は 4 月のいずれかの月の売り上げが、前年同月と比較して 50% 以上減少した、中小・小規模事業者、

個人事業主に対して、本年3月から5月の3箇月分の家賃相当額について、対象経費の2分の1、月額5万円を限度として3か月分、総額15万円を限度として、家賃の一部を補助するものであります。

テナント補助事業に関する、受付・申請方法につきましても、現在関係機関と詰めをしておりますので、詳細が決まりましたら市ホームページなどで随時お知らせをさせて頂きます。

また、本日の臨時議会では、関連して他に、一次産業の方々への償却資産税減免や、国保・後期高齢者の傷病手当金制度に関する議案も、決定を頂いております。

詳細につきましては、ホームページでお知らせして参りますので、よろしくお願いします。

また、国の1人あたり10万円の特別定額給付金につきましては、5月11日からオンライン申請の受付開始しております。オンライン以外で申請される方につきましては、住民登録をされている世帯主の住所へ、申請書や記入例、返信用封筒を同封したものを、5月15日を目途に、発送する準備を現在行っております。

申請書が到着したら、必要書類をご確認いただき、申請書、世帯主の方の運転免許証などのコピー、振込先がわかるもののコピーを返信用

封筒に同封の上、郵送頂きますようお願いします。

市民の皆さまからの封筒の到着時期によりますが、最短で 5 月 29 日から振り込みを開始する予定をしております。(※オンライン申請の方は、5 月 15 日までに申請頂きましたら、5 月 22 日に振り込む予定です。)

なお、定額給付金に関するお問い合わせにつきましては、専用の窓口を設置しておりますので、総務課定額給付金班(088-852-7707)までお問い合わせください。

最後になりますが、新型コロナウイルスによって各業種に大きな影響が出ています。繰返しになりますが、できるだけ早く収束させるため、引き続き、皆様のご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。